定額宿泊サービス「ツギツギ」における宿泊×航空連携に関する実証

資料2

申請者 東急株式会社

参画事業者 全日本空輸株式会社　株式会社ソラシドエア
株式会社スターフライヤー　株式会社AIRDO

主務大臣 国土交通大臣（規制所管・事業所管）

認定日等 申請：2026年9月28日
認定：2026年11月13日

実証目的

- 東急株式会社が運営する定額宿泊サービス「ツギツギ」は、利用者が月額定額料金により宿泊サービスの利用権限を事前に取得し、後日、具体的な宿泊施設・日程を選択して宿泊予約を行うサービスである。将来的には、個人包括旅行運賃（以下、IITという。）での航空券手配もサービスに含めたいと考えている。
- この点、観光庁の通達では、IITは、募集型企画旅行のために航空券を手配する場合に適用されることとなっている。一般的な募集型企画旅行では、宿泊と航空券等が一体の旅行商品として組成され、旅行代金総額として提示されるため、IITの金額が認識されることがなく、IITからの割引額を利用者が認識する機会がないためである。
- しかるに、ツギツギでは、宿泊予約と航空券手配のタイミングが分離し得るため、IIT相当額や航空券単体の割引が利用者に把握・推認される可能性があるため、航空法が抑止しようとした不当な競争その他の弊害が生じないかが論点となる。
- 本実証では、利用者の宿泊はツギツギで予約、手配を行うが、航空券は実証参画航空事業者公式サイト上で公示運賃により利用者自身が手配することに同意する。そのうえで、一連の移動、宿泊の実施後に、宿泊と航空にかかる費用の総額を基準にIIT適用時の割引額に相当する事後精算を行い（5%程度の金額のキャッシュバックを行う）、宿泊と航空券を別々に手配するという、航空運賃の金額が明確化しやすい条件下でも、航空券単体の割引であると認識されたりIIT相当額が把握・推認されたりするなどして、航空法が抑止しようとした不当な競争その他の弊害が生じないことを確認する。

サンドボックス実証を申請する背景

- 観光需要が回復する一方で、特定の時期・曜日・地域への需要集中により、オーバーツーリズムや宿泊・観光産業における人手不足、平日・閑散期の需要不足といった課題が顕在化している。今後は、観光地への一極集中ではなく、平日・閑散期・地方部を含めた分散型の旅行需要を創出することが重要となる。
- ツギツギは、利用者が月額定額料金により宿泊サービスの利用権限を事前に取得し、後日、具体的な宿泊施設・日程を選択して宿泊予約を行うサービスである。利用者が「宿泊する権利を先に持つ」ことで、旅行予定が事前に確定していない場合でも、空いている日程や地域に柔軟に出かけやすくなり、平日・閑散期を中心とした新たな宿泊需要の創出が期待される。
- 本実証では、こうした新しい旅行サービスの構造について、現行制度の下で適切に整理・運用できるかを確認する。宿泊と交通を柔軟に組み合わせることで、長距離移動を伴う旅行需要の喚起、地域間回遊の促進、平日・閑散期需要の平準化につながる可能性があり、旅行業法・航空法をまたぐ新たな取引構造の整理としても社会的意義を有する。

実証計画（実証期間：認定後、準備が整った日から3か月間）

実証フロー

1. **同意取得**
 ツギツギ契約者（利用者）に、実証の趣旨・条件を確認し、参加同意
2. **宿泊予約**
 ツギツギで宿泊権利を行使し予約
3. **航空券購入**
 実証参画航空事業者公式サイトで公示運賃により通常購入
4. **移動・宿泊**
 利用者が宿泊＋航空を組み合わせた旅行を実施
5. **証憑提出**
 ツギツギに領収書等を提出
6. **事後精算**
 宿泊と航空にかかる費用の総額の5%相当を精算
7. **調査回答**
 アンケート・ヒアリングに回答

※「宿泊予約」と「航空券購入」の順序は問わない

実証上の前提

航空券の扱い

・実証参画航空事業者公式サイト上で利用者本人が通常どおり購入
・公示運賃を前提
・東急による航空券の販売・手配・代金受領なし

価格・表示の扱い

・航空券単体の割引、公示運賃とIITとの比較表示は行わない
・事後精算は宿泊と航空にかかる費用の総額を基準
・事後精算の金額は航空単体の値引き額として表示・訴求しない

実施制御

・人数・期間を限定
・一般販売や継続的な商用展開ではない
・必要な記録取得、証憑確認、アンケート等を実施

想定規模等

実証対象

ツギツギ会員／最大100名程度

実証期間

認定後、準備完了日から2か月以内に開始
実証開始日から3か月間

実証場所

日本国内：ツギツギ提携宿泊施設および実証参画航空事業者国内航空路線

本実証の位置づけ

システム連携のテストではなく、宿泊権利を事前に取得しているサービスに航空を組み合わせた場合の「不当な競争のおそれ」「利用者認識」「価格・運賃表示リスク」を確認する実証。

課題となった規制について：新技術等関係規定に違反しないことの考え方

航空法第105条第2項第1号：不当な差別的取扱い

本実証では実証参画航空事業者が公示する正規運賃により航空券を手配し、新たな運賃設定・届出は行わない。将来のIIT適用についても、募集型企画旅行における宿泊＋航空の一体的手配という客観条件に基づく設計とし、特定旅客・特定旅行会社のみを恣意的に優遇するものではない。

航空法第105条第2項第2号：旅客の利用困難

ツギツギ月額会員契約と募集型企画旅行契約は別個の契約として整理され、航空券の購入は任意である。宿泊のみの利用や通常の航空券購入も可能であり、利用者の選択肢を制限し、過度な負担を課す構造ではない。

航空法第105条第2項第3号：不当な競争を引き起こすこととなるおそれ

結果として不当な競争が生じたか否かを、定量的に一義的に測定できる性質のものではない。とりわけ、本実証は参加人数および実施期間をあらかじめ限定した範囲で実施するものであり、運賃水準や市場シェア等のマクロ指標を用いて、不当な競争の有無を直接的に評価することは適切ではない。

「不当な競争を引き起こすこととなるおそれ」の確認方法

・特定の航空会社以外においても再現性のある制度設計となっていること
・利用者に不当かつ過大な負担を強いるような制度設計になっていないこと
・特定の旅行会社以外においても再現性のある制度設計となっていること

本実証が規制対象外と整理される理由

利用者は実証参画航空事業者公式サイトで公示運賃の航空券を通常購入するにすぎず、航空運送事業者による航空券単体の割引や新運賃設定は行われない。
東急による事後精算は実証期間に限る宿泊と航空にかかる費用の総額への取扱いであり、航空券単体の値引き額として表示・訴求しない。
参加者・第三者がIIT相当額を把握・推認できる状態を生じさせないことを、表示物確認・アンケート・ヒアリング等で確認する。

分析項目と実施方法

申請者の分析

分析観点	主な確認内容	確認方法
利用者理解・認識	実証であること、公示運賃通常購入、総額基準の事後精算、航空券単体割引ではないことを理解しているか	アンケート／ヒアリング
価格誘因・行動	価格的優位性を主因とした航空利用や過度な他社比較が誘発されていないか	アンケート／行動記録／問い合わせ
表示・説明	案内・画面・説明資料において航空券単体の割引、公示運賃とIIT運賃との比較表示、IIT水準推認が生じていないか	表示物確認／証憑確認
外部反応・競争関係	他航空会社・第三者から価格優位性や不当競争に関する懸念が示されていないか	問い合わせ・意見の確認
仮想シナリオ	将来の総額表示方式において二重価格的認識が生じないか	シナリオ提示型調査
再現性・公平性	特定航空会社・特定旅行会社にのみ成立する構造でないか、利用者負担が過大でないか	関係者ヒアリング／制度確認

上記観点から取得データを総合的に勘案した上で、「不当な競争のおそれ」や消費者の認識の詳細を確認する。

〈参考〉関係法令等：航空法第105条第2項各号

参考

法律

〇航空法第105条（運賃及び料金）第2項

国土交通大臣は、航空運送事業者の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。
一　特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるとき。
二　社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。
三　他の航空運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

本実証では、航空券単体の割引・新運賃・比較表示を行わない一方、事後精算が価格競争上の誘因として受け取られないか、IIT相当額が把握・推認されないかを確認する。

〈参考〉関係法令等：旅行業法・標準旅行業約款

参考

法律

○旅行業法第12条の7（企画旅行の広告）

旅行業者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、当該企画旅行を実施する旅行業者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を表示してしなければならない。
⇒ツギツギ月額会員契約は特定の宿泊施設・日程を募集する企画旅行契約ではなく、宿泊サービスの利用権限を取得する契約として整理する。

通達・運用整理

○募集型企画旅行契約の成立・確定書面

・標準旅行業約款　募集型企画旅行契約の部
第8条第1項　募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。
第10条第1項　前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

⇒ツギツギでは、月額会員契約時点では旅行契約は成立せず、利用者が宿泊サービスの利用権限を行使し、宿泊予約を行う時点で募集型企画旅行契約が成立するものとして整理する。

○募集型企画旅行契約にかかる旅行業約款の個別認可について（令和元年12月2日付観参第789号）（抜粋）

「**募集型企画旅行のために**旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（1名から利用できる「**個人包括旅行運賃**」に限る。）」
⇒東急において、ツギツギは募集型企画旅行として整理・実施しておりIITを適用できるものと整理する。